産業建設委員会会議録

日時 令和4年11月30日(水曜日)

午前10時開会、午前11時35分閉会

場所 第1委員会室

日程

- 1 開会
- 2 付託された議案の審査
- (1) 令和4年第4回(12月)定例会上程議案等について
 - ①令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)について
 - ②令和4年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)(案)について
 - ③令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)(案)について
 - ④令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)(案)について
 - ⑤土浦市駐車場の指定管理者の指定(案)について
 - ⑥専決処分の報告について(公園管理瑕疵)
 - (7)専決処分の報告について(道路管理瑕疵)
- (2) 報告事項
 - ⑧入札案件について
- (3) その他
 - ⑨工事発注状況報告について
- 4 その他
 - ⑩一級河川桜川(下流部)における河道掘削工事について
 - ①地方公務員法の一部改正(定年引上げ関係)に伴った土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(案)について(水道課)
 - ⑫土浦市公共施設等再編・再配置計画(案)に係るパブリック・コメントの実施に ついて
- 5 その他

出席委員(6名)

委員長 平石 勝司

委員 内田 卓男

委員 寺内 充

委員 矢口 清

委員 小坂 博

委員 勝田 達也

欠席委員(2名)

副委員長 柏村 忠志

委員 柳澤 明

説明のため出席した者(12名)

副市長 片山 壮二 産業経済部長 佐藤 亨

都市政策部長 船沢 一郎 建設部長 渡辺 善弘

都市整備課 福澄 雄祐 商工観光課長 沼尻 健

農林水産課長 黒須 清一 道路管理課長 浅岡 武徳

道路建設課長 草間 正志 下水道課長 滝田 昌暁

水道課長 和田 利昭 行革デジタル推進課長 元川 宏

傍聴者1名 (男1名)

事務局職員出席者 松本裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。それでは、協議に入ります。①令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)について執行部から説明お願いします。

〇沼尻商工観光課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算第12回(案)について、御説明いたします。資料2ページからお願いします。商工観光課では、3事業ございまして、まず一つ目が勤労者総合福祉センターワークヒル土浦の指定管理料、308万5,000円の増額補正、二つ目は、わくわく茨城生活実現事業です。テレワーク等で本市に移住された方が増えたため、補助金1,080万円の増額補正、観光事業は産業文化事業団本部への補助金、483万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。それぞれの増額理由を御説明いたしますので、資料の4ページを御覧ください。順番が前後しますが、産業文化事業団本部への補助金ですが、マイナス483万3,000円は、人件費の増加分と公課費の減額分を相殺した金額でございます。人件費の増額は、本市の健康増進課においてコロナワクチン対策室を新設する際に、産業文化事業団から実務研修生として応援人員を配置す

るため、亀城プラザに勤務していた職員を事業団本部に異動させまして、本 部付けでコロナワクチン対策室に出向となっております。つづいて、表の2 段目、勤労者総合福祉センターは、収入においてはコロナの影響による講座 受講料の減、支出につきましては、主に光熱水費の料金値上げと使用量の増 加による予算不足で、マイナス308万5,000円の増額補正をお願いす るものでございます。つづいて、資料5ページをお願いします。この移住支 援金「わくわく茨城生活実現事業」は、東京圏から茨城県へ移住して、仕事 をされる方などを対象とした支援金事業で、9月議会におきましても、増額 補正のご承認をいただいております。9月以降もテレワークなどで本市に移 住される方から御相談がありまして、表を御覧いただきますと、単身と世帯、 上下に分かれておりまして、単身者は、色付けしている部分の4名が交付済 みで、想定を含めた相談者が5名、世帯も色付けした4世帯分に交付済み、 想定を含めた相談が6世帯となっており、今回の補正で対応したいと考えて おります。11月現在、単身者の相談は4名、世帯からの相談は5世帯とな っておりますが、それぞれ1名1世帯ずつ、予備といいますか、駆込みの申 請に対応できるように、想定として準備しております。資料の右側、令和4 年度の移住支援金申請見込みの総額は、1,720万円となり、そのうち今 回の補正要求額は1,080万円でございます。歳入につきましては、今回 も国からの地方創生推進交付金を原資として、茨城県から4分の3の補助金 をいただき、残り4分の1を市の一般財源から支出するものです。説明は、 以上です。よろしくお願いいたします。

○黒須農林水産課長 同じく議案第1号の8ページをお願いいたします。事項水利施設整備事業(上備前川排水機場地区)に伴います債務負担行為の設定(案)でございます。この上備前川排水機場は、県営湛水防除事業として昭和52年に佐野子地区に建設され、設置後45年が経過し、経年劣化により駆動エンジン等の老朽化が著しいため修繕・更新工事を県事業において令和5年度から令和10年度の6か年にかけて行うもので、本年度中に受益市である本市とつくば市において、当該事業負担金の分担に関する協定書を締結する必要があることから、負担金の限度額2億5,620万円について債務負担行為の設定を行うものです。つづきまして、9ページをお願いいたします。全体事業費といたしましては、2事業の概要(4)事業費にございます。全体事業費といたしましては、2事業の概要(4)事業費にございますように国が50パーセント、県が29パーセント、受益市が21パ

ーセントです。そのうち、受益市21パーセントの内訳は各受益面積であん分し、本市16.8パーセント、つくば市4.2パーセントでございます。 土浦市負担分は、次の(6)市負担額にございますように、合計2億5,6 20万円でございます。将来の予算を左右する義務負担を定める協定の締結 に対しては、債務負担行為を設定する必要があることから、今回、令和5年 度から令和10年度までの6年間債務負担行為の設定をお願いするもので ございます。説明は、以上でございます。

- ○福澄都市整備課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案) について御説明いたします。10目霞ケ浦総合公園整備事業でございますが、 こちらは水郷テニスコート指定管理者指定管理料につきまして、産業文化事 業団の人事異動により増額となったものです。当初、主任と再任用であった ところ、主幹2名となったことで、148万2,000円の増額となったも のです。説明は以上です。
- ○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。ひきつづき、①令和4年度 土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)につきまして御説明いたします。 12ページをお願いします。道路管理瑕疵訴訟に係る訴訟代理人委任事業の 債務負担行為についてでございます。13ページをお願いします。前回の産 業建設委員会にも説明させていただきました土浦市乙戸地内で発生した自 転車事故の訴訟に対して、賠償見込額及び委託弁護士報酬金等の費用であり ます。限度額1億7,015万8,000円を令和5年度から令和9年度ま での期間、債務負担行為の設定をお願いするものです。期間につきましては 訴訟の終了時期が未定であることから5年間を設定させていただきました。 道路管理課は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○平石委員長 つぎに、②令和4年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算 (第2回)(案)について、執行部から説明お願いします。
- 〇福澄都市整備課長 都市整備課でございます。令和4年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)(案)について御説明いたします。歳出でございますが、1目、業務管理費において、電気料金の高騰に伴う増額補正をさせていただきたいと考えてございます。つづいて、歳入の1目、駐車場使用料でございますが、駐車場使用料収入増に伴う補正でございます。使用料と

電気料金が同額となっているのは、特別会計の収支を合わせる必要があることからでございます。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○平石委員長 つぎに、③令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正 予算(第2回)(案)について、執行部から説明お願いします。
- ○滝田下水道課長 下水道課でございます。③令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)(案)についてをお願いします。2ページをお願いします。農業集落排水事業につきまして、補正をお願いするものでございます。農業集落排水事業の補正は光熱水費の増額でございます。農業排水処理施設及びマンホールポンプで使用いたします電気代の料金値上げによる増額補正をお願いするものでございます。財源の内訳につきましては、一般会計の繰入金でございます。下水道課の補正は、以上でございます。よろしくお願いします。
- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○平石委員長 つぎに、④令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)(案)について、執行部から説明お願いします。
- 〇滝田下水道課長 下水道課でございます。④令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)(案)についてをお願いします。2ページをお願いします。下水道課の企業会計に関する事業につきまして、補正をお願いするものでございます。はじめに、収益的支出における3点の補正でございます。1点目の1目、管渠費は、マンホール及び汚水桝等の老朽化による修繕費の増額及び電気料金の値上げによる動力費の増額でございます。修繕費の詳細は後ほど御説明いたします。2点目の2目、ポンプ場費は、同じく電気料金の値上げによる動力費の増額でございます。6に会費は、人事異動に伴う人件費の減額補正でございます。1の方目、総係費は、他会計補助金でございます。つづきまして、3ページをお願いします。こちらは、修繕の月ごとの一覧表となっております。上の表が令和4年度で、10月までが実績であり、4月から10月の平均件数が8件、平均の金額が421万1,000円となります。この実績を基に11月から3月までを算出し

たところ予算残額の3月の欄のとおり1,953万5,000円の不足となることからこの額の増額補正をお願いするものでございます。なお、下の表は、参考のための令和3年度の実績であり、件数、金額ともに令和4年度の見込みといたしまして若干下回ってございます。つづきまして、4ページをお願いします。つぎに、資本的支出における補正でございます。1目管渠費は、人事異動に伴う人件費に係る減額補正でございます。財源の内訳につきましては、他会計補助金の減でございます。下水道課の補正は、以上でございます。よろしくお願いします。

- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。
- ○内田委員 他会計は、一般会計のことを言っているのか。
- ○滝田下水道課長 そのとおりでございます。
- ○内田委員 この場合、他会計を書かず、一般会計と書くべきじゃないか。
- ○滝田下水道課長 はい。
- ○内田委員 その隣の3ページ、この赤い枠が予算をオーバーしているということでしょう。
- ○滝田下水道課長 そのとおりでございます。
- ○内田委員 ということは、令和3年度よりも、予算をかなり低く計上して いたということか。
- ○滝田下水道課長 そのとおりでございます。
- ○内田委員 前年実績が5,000万あるのに、当初予算が3,000万だったとうことだよな。
- ○滝田下水道課長 そのとおりでございますが、令和2年度当初はそのくらいの額でしたので、計上いたしました。
- ○内田委員 令和2年から3年の間に、急激に事例が伸びて大きくなったということか。結果的には、令和3年も4年も同じくらいになるということで予算が足りなくなっちゃったんだね。
- ○滝田下水道課長 そのとおりでございます。
- 〇内田委員 はい、了解。
- ○平石委員長 つぎに、⑤土浦市駐車場の指定管理者の指定(案)について 執行部から説明お願いします。
- ○福澄都市整備課長 土浦市駐車場の指定管理の指定について御説明いた します。概要といたしましては、市の直営方式による管理運営を行っている

ものを公の施設の管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上や経費の削減等を図るという指定管理者制度の趣旨に基づき、移行するに当たって、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。施設は、土浦東西立体駐車場と土浦駅東と荒川沖駅東西のパークロック、計5か所の駐車場でございます。候補者として選定した団体は「タイムズ24、タイムズサービス、太平ビルサービス、サンエス警備保障共同企業体」で代表は、タイムズ24株式会社となっております。指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間となってございます。こちらの納付金について、基本納付金が5,700万円で、追加の納付金として利用収入から運営費及び基本納付金を差し引いたものの8割を決算確定後に追加納付してもらうことになっています。選定の理由は、土浦市駐車場指定管理候補者選定会議においてヒアリングを実施するとともに、提出された事業計画等を精査した結果、実績に基づく管理運営体制が確立されていること、提案内容が高い水準であることなどが評価されたものでございます。

- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。
- ○寺内委員 その、選定委員はどういうメンバーなのか。
- ○福澄都市整備課長 外部委員ということでございまして、大学教授、弁護士、税理士の3名を選ばせていただきました。
- ○寺内委員 その人は、駐車場の運営をやったことがないのに選定しているのか。駐車場の運営をやっている人の意見ならいいけど、大学教授なんかは、関係ないじゃない。土浦にとっては、プラスにならないじゃないか。土浦に来る人をお迎えして送り出すのが駐車場でしょう。それを、関係ない人に任せるのは、違うと思う。市は、中心市街地活性化をやっているのだから、役所の代表なんかを入れていくなら分かるけれど、大学の先生やら弁護士なんかを入れても何にもならないだろう。どういうふうに考えているのか。それでどうして中心市街地の活性化ができるのか、それも大学の先生に頼むのか、違うでしょうが。市長の公約だってことで全庁を挙げて取り組んでいるのでしょう。どうして反映させないで、やっていけるのよ。街の中に駐車場が沢山あるのだから、官民一体となって、民間も協力できることもあると思うんだよ。こんなでは、何もできない。私は、普通だったら大反対だよ。ただ、議案として出てきたからには、やってやろうとは思っているけれども、普通だったら、真っ先にそういうことを考えて選定すると思うけれども、副市長、

どうなんだろう。

- ○片山副市長 はい。当該駐車場は、土浦市中心市街地に果たす役割は大きいと考えておりますが、通常の指定管理の手続と同様に行っており、選定において、学識経験者の評価項目に関して幅広い見地、契約の観点からの弁護士など、今回のやり方が特別変わっているとは、思っていません。
- ○寺内委員 それでは、おかしくないか。学識経験者や法律の専門家を入れて、なぜ駐車場の専門家を入れないのか。そういう人が、いないことはないでしょう。考えてみておかしいんじゃないか。学識経験者に合わせて、駐車場の専門家も入れるのが普通でしょう。片山副市長の頭は「どうせ任せているから、構わない」ということなのか。もうちょっと土浦市のことを考えてほしいよ。
- ○片山副市長 言葉足らずですみません。専門家であれば誰でもいいというわけではなく、新衛生センターでも指定管理と同様に選定したわけですが、全国的にも下水処理に携わっている先生でした。今回の駐車場においても、駐車場選定の実績がある専門家です。全く知識がないという先生ではございませんので、御理解お願いします。
- ○寺内委員 それでは、無理があるんじゃないかと言っている。営業をしていなくて、知識を持っているというのは違うと思う。民間の駐車場を運営している人がどれだけ大変が分かっているのか。お客さんが来なくて、固定資産税を払うのが大変なんだよ。そういう専門家を入れるのが当たり前じゃないか。そういうことなんだよ。だから中心市街地の問題もそうやって取り組んでいるんだろうよ。上に立つ人がそういう考え持っていなければ、下の人は、動けないよ。副市長は土浦が初めてだといっても、もうちょっと勉強してほしいよ。これでは、どう中心市街地の活性化にもっていくのか。私も、70年住んで、いろいろ頼みごとされるんだ。もう、副市長をやって半年なんだから、ちゃんとやってくんないと困るよ。一番上に立つ人がそんなふうでは、話にならないでしょうよ。私の言っていることが違うなら、反論してちょうだい。
- ○片山副市長 反論ではございませんが、中心市街地に対する私の認識が低いという御指摘は、心して受け止めます。ただ、この選定に当たりましては、民間の駐車場との関係ではなく、公共の駐車場指定管理者の選定でございますから、手続は適正であったと考えています。ただ、議員御指摘の中心市街地活性化における駐車場その他施設の選定も今後、ひょっとしたら出てくる

かも知れませんので、委員につきましては、中心市街地の活性化という観点からも、委員を選定に当たっては、検討したいと考えております。

- ○寺内委員 普通は、そういう言葉が出てくるのが当たり前なんだよ。ただ、上に立つ人なんだから、申し訳なかったという言葉があるなら分かるんだ。 駐車場をやっている人が入っているならば、今の民間はお客さんが減ってこれだけ売上げが下がっちゃったんだとか、そういう適切なアドバイスがあったと思うんだよ。それが入っていなかったのは、残念だと思うよ、私は。片山副市長がいいといったから、こういう選定になったんでしょうか。
- ○片山副市長 はい、了解しています。
- ○寺内委員 そのときに、専門家を入れようかという一言が欲しかったんだ よ。「先生と名の付く人に任せておけばいいんだ」じゃなくて、現況を一番分 かっている人を入れなくて、どうやって結論が出せたんだということを言い たいんだよ。私だって40年以上、駐車場をやっているから、いいときもあ れば悪いときもある。今が、悪いときなんだ。公共は別だからという話では ないと思うんだ。それで、中心市街地活性化で民間の駐車場に協力してくだ さいと言ったって、普通は、世の中そんなことは通らないよ。駐車料金は条 例で決まっているけれど、月極なんかは、条例で決まっていないんだよ。今 まで1万2,000円だったのを、こういうわけで1万円に下げてください というのも、民間のほうと話して、納得してもらって下げることもやってや ったんだよ。副市長は、いないから分からないだろうけれども、公的なもの を下げるのは民間に影響があるんだよ。駅のそばは固定資産税も高いんだ。 ところが、「これから民間の意見は聴きませんよ」では、世の中、通りません よ。このままでも平行線だろうけれども、本来だったら副市長に「私も来た ばかりで分からなくて、こんな選定してしまったけれども、次からは専門家 を入れますから」と言うのが筋じゃないかね。下水道ので間違いなかったか ら、これも間違いじゃない、そんな言い訳は通じないよ。「今回は申し訳なか ったけれども、次回からは」と言うのが普通じゃないのか。あくまでも自分 が正しいというなら構わない。私は議案に対して反対討論をやるから。
- ○内田委員 議案には反対しないって言っちゃったから、まあ、あれなんだけれども、主旨は駐車場の同業者の意見も聴いてくれってことなんだけれども、基本的には管理でしょう。料金の権限をもった話じゃないよな。
- ○寺内委員 いや、それができちゃうんだよ。
- ○内田委員 業者ができちゃうのか。

- ○寺内委員 基本料金はできないけれど、月極なんかは、できちゃうんだよ。
- ○福澄都市整備課長 料金は今の料金を基準にしながら、協議で定めることとなっており、料金の変更は可能でございます。
- ○内田委員 市が反対しても、できるのか。
- ○福澄都市整備課長 あくまでも協議の上ですので、市が了解した上でのこととなります。
- ○内田委員 その辺が、寺内委員の一番言いたいところだと思いますので、 十分、配慮してやれよという意見です。
- ○寺内委員 まあいいよ、このままじゃ並行線だから。
- ○内田委員 タイムズ24って、あの看板をよく見かけるところか。じゃあ トップ企業か。
- ○福澄都市整備課長 はい、駐車場業界では、1位の会社になると思います。 ○内田委員 了解。
- ○寺内委員 俺は一日だって議論できるけど、しょうがない。だから副市長、次回やるときには、皆さんの意見を吸い上げられるようなメンバーを構成するのが普通なんじゃないかと思うんだよ。その言葉が出てこないと、納得できないだろう、という話だよ。無理に言わなくたっていいよ、反対討論で議場で言わせてやることだってできるんだから。そうやって議事録に載ることにならないように、こうして言っているだけなんだよ。5年後だって、同じになるよ。
- ○平石委員長 では、そういった点を踏まえて、副市長からお願いします。 ○片山副市長 委員の選定については、施設ごとに他の事例も踏まえ、必要 に応じて検討していくといった答えしかできませんので、それで御了解いた だきたいと思います。5年後は、中心市街地活性化の状況もまた変わってく るかも知れません。今回は、他の事例と同様にやってきたと考えております が、今後は、必要に応じて検討してまいりたいというようなことで、御理解 をいただきたいと思います。
- ○寺内委員 いいでしょう。これ以上やっても、しょうがない。ただ、専門家も入れないでは、やっぱり業界の人からは納得しないということを言っておくからね。もうちょっと、民間の駐車場組合のほうから意見を吸い上げておくべきだったというのは、当たり前の話だから。
- ○平石委員長 寺内委員の御意見は、重要なことだと思いますので、よろしくお願いします。つぎに、⑥専決処分(公園管理瑕疵)の報告について、執

行部から説明お願いします。

- ○福澄都市整備課長 専決処分の御報告をいたします。公園管理に係る損害 賠償について、事故発生の日時は、令和4年9月16日午後6時30分頃で、 事故発生の場所は3ページに表記してございます。風車のそばで事故が起こってしまいました。事故の概要としまして、相手方が霞ケ浦総合公園外周道路を走行中に、道路にせり出した樹木に接触し、当該車両の一部を破損したもので、和解の概要といたしまして、土浦市は、相手方に対し、46万5,573円を支払うものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。4ページをお願いいたします。こちらが現況でございまして、こちらを伐採し、外周道路を巡視しております。
- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○平石委員長 つぎに、⑦専決処分(道路管理瑕疵)の報告について、執行 部から説明お願いします。
- ○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。⑦専決処分の報告につきまして、御説明いたします。今回の報告は、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解1件でございます。2ページをお願いします。事故の発生日時と場所につきましては、令和4年10月20日午前10時15分ころ、3ページに添付いたしました土浦市消防本部の北東側に位置します土浦市真鍋二丁目499番5地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としては、道路補修事務所職員が、市道Ⅰ級17号線の草刈作業中に養生ネットを設置し作業を行っていましたが、飛び石が相手方の車両の左前ガラスに当たり、4ページの写真にありますように、破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額6万7,870円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。職員による作業中でありますことから、安全管理はもとより、作業中の事故防止について所属職員に対し、周知徹底をしたところであります。説明につきましては、以上でございます。
- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、報告事項です。⑧入札案件について、執行部から順

次、説明お願いします。

○黒須農林水産課長 入札案件について、はじめに、農林水産課から報告いたします。2ページをお願いします。2ページをお開きください。農整工第3号、田中3期地区排水路整備工事でございます。工事場所は、田中二丁目地内(消防本部南側)の水路です、今回整備する排水路は、周辺道路の整備や消防本部の移転などにより、水路へ流入する水量が増大し、排水機能の不足を解消するために整備を行うものです。工事内容については、排水フリュームを230.97メートル敷設するものです。つづきまして、3ページをお開きください。農整工第5号、手野谷原地区農道舗装工事でございます。工事場所は、土浦市手野町地内(石田地区の南東側)の農道となります。工事内容については、工事延長97.45メートル区間の舗装工458平米を行う工事となります。農林水産課からの報告は、以上となります。

○福澄都市整備課長 都市整備課からは、2件ございます。4ページをお願いします。11月30日執行の競争入札案件で、委託名は新川桜樹剪定業務委託でございます。内容につきましては、新川の南側で路上にせり出した60本の剪定を行うものです。二つ目は、12月2日執行の自由競争入札で、委託件名は桜土浦IC周辺地区測量等事業化検討調査支援業務委託でございます。こちらは、インターチェンジ周辺の広域交通ネットワークを生かした交通産業発展を促す拠点をして適切な土地利用の開発を図り、民間事業者等の立地促進を図ることを目的としたもので、地元説明会を開催し、事業化を進めているところですが、今後、事業費の算定や確定には、測量が不可欠であることから、測量や基本構想の修正等を行うものでございます。

○浅岡道路管理課長 道路課の入札案件につきましては、2件でございます。それぞれの工事概要を御説明いたします。6ページをお願いいたします。1件目でございます。市道真鍋新町15号線舗装打換工事でございます。工事箇所ですが、真鍋跨線橋の南側でJR常磐線沿いの真鍋新町地内です。工事概要としましては、工事延長100メートル、幅員5.25から5.9メートル、舗装面積379平米の舗装打換を行うものでございます。つづきまして、7ページをお願いいたします。市道 I級5号線舗装打換工事でございます。工事箇所としましては、主要地方道土浦笠間線の東側の板谷7丁目地内です。工事概要としましては、工事延長107メートル、幅員5.8から7.0メートル、舗装面積701平米の舗装打換を行うものでございます。道路管理課は、以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。ひきつづき、御説明いたし ます。道路建設課の入札案件につきましては、7件でございます。サイドブ ックスの8ページをお願いいたします。備前川4号橋長寿命化工事でござい ます。工事の場所につきましては、飯田地内にあります常磐自動車道の側道 で、上備前川に架かる橋梁でございます。工事の概要としましては、橋長1 2. 5メートル、幅員6メートルのコンクリート製の橋梁につきまして、コ ンクリートの劣化箇所を修復するひび割れ補修や断面修復などの工事でご ざいます。つづきまして、サイドブックスの9ページをお願いいたします。 水神橋長寿命化工事でございます。工事の場所につきましては、佐野子地内、 佐野子の集落の北側に位置する桜川に架かる橋梁でございます。工事の概要 としましては、橋長97.5メートル、幅員7.6メートルのメタル製の橋 梁の、コンクリート床版につきまして、コンクリートの劣化箇所を修復する ひび割れ補修や水中にある橋脚の洗堀防止の工事でございます。つづきまし て、サイドブックスの10ページをお願いいたします。市道神立68号線改 良工事でございます。工事の場所につきましては、神立地区コミュニティセ ンターの西側に位置する神立町地内の生活道路でございます。工事の概要と しましては、延長100メートルの区間におきまして、現況幅員約3. 6メ ートルの道路を計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を 敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、サイドブックス の11ページをお願いいたします。市道新治Ⅱ級9号線改良工事でございま す。工事の場所につきましては、藤沢新田の集落の北側を通っております藤 沢新田地内のⅡ級幹線道路でございます。工事の概要としましては、延長1 90メートルの区間におきまして、現況幅員約5.0メートルの官地幅を活 用して改良するもので、道路側溝を敷設し、土留めや舗装を整備する工事で ございます。つづきまして、サイドブックスの12ページをお願いいたしま す。市道今泉23・28号線改良工事でございます。工事の場所につきまし ては、今泉第二霊園の南側に位置する今泉共同墓地へと向かう集落内の生活 道路でございます。工事の概要としましては、延長146メートルの区間に おきまして、現況幅員約3.4メートルの道路を計画幅員4.5から5.0 メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事で ございます。つづきまして、サイドブックスの13ページをお願いいたしま す。市道板谷9号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、都 和中学校の南側に位置する板谷四丁目地内の生活道路でございます。工事の 概要としましては、延長30メートルの区間におきまして、現況幅員約2. 7メートルの道路を、計画幅員4. 0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、サイドブックスの14ページをお願いいたします。市道I級38号線基礎調査及び実施設計でございます。委託の場所につきましては、JR荒川沖駅の南側に位置する本郷道踏切を含むI級幹線道路でございます。委託の概要としましては、延長140メートルの区間におきまして、現況幅員約6. 0メートルを計画幅員7. 5メートルに拡幅改良し、幅員2. 0メートルの歩道を新設するための測量調査及び設計委託でございます。こちらは、踏切改良の具体的な打合せをJR水戸支社と進めるため、発注するものでございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

- ○滝田下水道課長 下水道課でございます。公下維(工)第72号塚田ポンプ場№17汚水ポンプ更新工事でございます。この工事は、昭和54年に供用開始いたしました塚田ポンプ場の汚水ポンプ2台の内1台の更新工事でございます。この汚水ポンプでございますが、平成21年度に更新したもので、経年劣化が原因で故障したものでございます。下水道課は、以上でございます。よろしくお願いします。
- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。
- ○内田委員 14ページの踏切のところの工事ですが、これは踏切工事も関わるのか。ここは前から苦労していた話で、道路の付近が荒川沖小学校の通学路ということで、2メートルの歩道は結構なことだけれども、踏切自体はどうなるのですか。
- ○草間道路建設課長 JRから、踏切に歩道を設置するためには踏切の前後 道路30メートルから50メートルの区間に歩道が必要とされております。 そのために、より具体的にJR水戸支社と打合せを進めていく必要がござい ますため、今回のお願いとなっております。
- ○内田委員 踏切の拡張のためということだね。課長ね、議会の説明というのは、それを最初に言うんだよ。そこが肝心だろう。この件は、私も地元議員も動いていたし、西側の地主さんも、よくオッケーしたね。
- ○草間道路建設課長 まだ、契約がもらえるといった状況ではございませんが、荒川沖小学校の通学路にもなっておりますし、バリヤフリーに基づく特定経路にもなってございます。そういったところから、一歩でも事業を進め

たいと考えており、そのためにもJRに踏切工事をしてもらうほかありませんので、設計を進めていくというものでございます。

- ○内田委員 だから、今まで民間の、苦労したところなんだよ。話合いのテーブルに乗ってくれるのか。
- ○草間道路建設課長 今までは完全に拒否をされていたというところだったんですけれども、地元の仲のいい方に、間に入っていただいて連絡を取り合える状況になったというような状況でございます。
- ○内田委員 まあ、がんばってください、長年の課題ですから。
- ○平石委員長 私からもよろしいでしょうか。先ほど、新川の桜の剪定の件ですが、景観が変わるほどでしょうか。
- ○福澄都市整備課長 はい、樹景が悪くなるのではという御指摘がと存じますが、車道にはみ出している状況ですので、残念ながら景観は変わってしまいます。
- ○平石委員長 分かりました。つぎの⑨工事発注状況報告については、各自 資料を御覧いただくこととし、説明は省略といたします。つづいて、その他 ⑩一級河川桜川 (下流部) における河道掘削工事について、執行部から説明 お願いします。
- ○草間道路建設課長 道路建設課でございます。別添資料10、一級河川桜 川(下流部)における河道掘削工事について、御報告いたします。表紙を1 枚おめくりいただき、2ページをお願いいたします。桜川の下流部、霞ケ浦 の河口付近から学園大橋付近約3.5キロメートルの区間には、上流からの 土砂や汚泥等の堆積により水深が浅くなっているところが見受けられ、特に 土浦橋から上流部には、川の中に中州ができており、近年多発している記録 的大雨の際にも、流下阻害となる危険性が高いことから長年、河川管理者で ある茨城県に対し、早期の河道掘削工事の実施を強く要望してまいりました。 これを受け、茨城県は当該箇所におきまして、近年、治水対策事業として、 これまで測量や設計を進めてきており、今月末より、準備工事に着手する予 定であるとの連絡が事業者である土浦土木事務所河川整備課からありまし たので、委員の皆様に御報告するものでございます。資料にありますとおり、 施工箇所については、下高津四丁目及び生田町で、こちらは後ほど図面にて 御説明いたします。つづきまして、工事期間については、資料にございます とおり、今月28日から来年3月31日までを予定しております。なお、こ の河道掘削工事については、今後も年次計画により、継続的に進めていくと

同っております。恐れ入りますが、サイドブックスの3ページをお願いいたします。こちらが位置図でございます。今年度の河道掘削工事の施工箇所につきましては、図面、赤色で着色してある桜川の中でございます。左岸側で言いますと、生田町に隣接した部分となります。つづきまして、今年度の工事のスケジュールでございますが、資料3ページ右上の箱にありますとおり、今月下旬より、まずは川の中に、大型土のうによる仮設道路に必要な土砂を搬入していき、12月下旬より仮設道路の築造を始め、来年1月から3月末まで、河道掘削工事を進めていくとのことでございます。なお、土砂の搬入搬出や工事車両につきましては、図面の赤線と矢印で表示しておりますとおり、学園大橋付近からの左岸側堤防を使う予定となっております。以上、工事概要の説明となりますが、市といたしましても、長年要望してきた事業でございますので、円滑に工事が進むよう茨城県と十分連携し、市としてできる協力をしていくこと、また、継続して事業に予算が配分されるよう、ひきつづき、茨城県に対し、要望していきたいと考えております。私からの説明は、以上でございます。

- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。
- ○小坂委員 ここの場所、生田町には以前からこういう話があるよという話をしていて、一つはグラウンドゴルフをやっていたので、どういうふうになるのかということと、もう一つは、ここに重機が入ってくるので、イメージとしては、基礎ができていて、その上に乗るような感じでいいんですかね。
- ○草間道路建設課長 まず一つ目のグラウンドゴルフの関係ですが、都市整備課を経由して連絡していただきまして、実際にどの辺りまで使えなくなるなるか、立ち会う予定でございます。もう一点の工事の手法については、まず、川の水の中に仮設道路を作るものですから、外から土を運んできて河川敷にストックしておき、その土を大型の土のうに詰め、川の中に沈めます。その上に鉄板を敷き、ショベルが付いた掘削用の重機が中洲の箇所を掘削するというような工事でございます。
- ○内田委員 私、一昨日に現地を見てきました。議長が心配している河川敷の利用は、心配ないと思います。要は、ダンプが移動するだけで、それほど影響はないと思います。役所のほうで十分調整をしてくれれば、問題ないだろうと思います。
- ○平石委員長 次に移らせていただきたいと思います。⑪地方公務員法の一

部改正(定年引上げ関係)に伴った土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(案)について、執行部から説明お願いします。

- ○和田水道課長 水道課でございます。サイドブックスの⑪番をお願いしま す。地方公務員法の一部改正(定年引上げ関係)に伴った土浦市企業職員の 給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(案)につきまして、サイドブ ックスの2ページをお願いします。はじめに、上の段に記載の1番、条例改 正の理由でございますが、総務省による定年の引上げに伴いました地方公務 員法の一部改正により、本市の関連する九つの条例につきましては、総務部、 人事課により、一括での改正と廃止のため、12月定例会に上程する予定で ございますので、産業建設委員会につきましては、水道事業に関連する改正 条例について、御報告させていただきます。この度の人事課が整備する条例 改正の主な内容につきましては、2ページ中段にございます2番の(1)定 年年齢の引上げに関する規定、(2)の管理監督職、勤務上限年齢性に関する 規定、(3)の定年前、再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定、 (4)の情報提供・意思確認制度に関する規定の整備となってございます。 つづいて、3ページをお願いします。上の段の3番は、この度の定年延長に 伴い、人事課が改正する8つの条例と廃止する条例が一つでございますが、 (1)の改正する条例でアンダーラインの箇所は、水道事業に関するもので、 概要につきましては、中段の4番に記載のとおり、法改正に伴う条ずれのた め、現行の引用条文を改めるほか、文言の修正などであり、改正の条文につ きましては、4ページと5ページに新旧対照表がございますので、御確認お 願いいたします。水道課からは、以上でございます。よろしくお願いします。 ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等あ
- ○内田委員 この件は総務市民委員会で審議していて、水道も同じだよという理解でいいかな。
- ○和田水道課長 そのとおりでございまして、総務市民委員会で人事課から 説明している案件でございます。産業建設委員会につきましては、水道に関 するもののみとなっています。
- ○平石委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

りますか。

○平石委員長 つづいて、水道課長からその他の報告案件を伺っておりますので、お願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。先月、10月の26日でございます が、粟野町地内及び紫ヶ丘工業団地内におきまして、配水管の新設工事の影 響により、濁水の発生がありましたことから、状況について御報告させてい ただきます。現在、地元からの整備要望により紫ヶ丘工業団地から北側の今 泉地内にかかる箇所におきまして、配水管の新設工事を実施しておりますが、 先月、10月の26日、紫ヶ丘工業団地の道路に埋設された、口径200ミ リの既設配水管から口径75ミリの新設管を延長する際に既設水道管から の漏水があったため、周辺地域への濁水の予防として、排水作業を行ったと ころですが、お昼頃の時間帯から夕方にかけて栗野町地内の御家庭で3件及 び工業団地内の事業所から水道水の濁りに関する問合せがありましたこと から、翌日までの間、濁り解消のための対応を継続したものでございます。 なお、この度の濁水による被害状況でございますが、一般の御家庭の3件に つきましては、宅地内の蛇口から濁った水を排水していただいた上、料金の 減免による対応とさせていただいたところですが、工業団地内の3件の事業 所のうち、2社が食品関係の工場であり、敷地内に設置された受水槽に鉄さ びなどの濁りが流入してしまったことや、工場製品への混入がありましたこ とから、損害の補償については、水道課、請負業者及びそれぞれで加入して おります保険会社との調整により、対応を行ってまいりますので、御理解の ほど、よろしくお願いいたします。水道課からは、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑫土浦市公共施設等再編・再配置計画(案)に係るパブリック・コメントの実施について、執行部から説明お願いします。 ○元川行革デジタル推進課課長 行革デジタル推進課でございます。サイドブックスの資料⑫をお願いいたします。土浦市公共施設等再編・再配置計画(案)に係るパブリック・コメントの実施について説明させていただきます。資料2ページをお願いいたします。本計画につきましては、今年度、計画策定のための内部会議である検討会議、外部委員による策定委員会を、それぞれ3回開催し、今般、計画(案)がまとまりましたので、土浦市パブリック・コメント手続に関する要綱に基づき、本計画(案)を公表し、広く市民の皆様から意見をいただくため、資料にございますとおり、本年12月12日から来年の1月11日までの期間で、パブリック・コメントを実施したいと存

じます。公表や閲覧、対象となる方、意見の提出方法等につきましては、資 料を御参照願います。なお、意見の提出方法につきまして、これまでの、持 参、郵送、FAX、電子メールに加えまして、本年7月より導入いたしまし た自治体向けのデジタル化ツールにより、スマートフォン等から直接送信い ただける方法を新たに設けさせていただきました。資料3ページをお願いい たします。本ページから6ページまでが計画(案)の概要となっております。 まず、本計画は、昨年度に改訂いたしました土浦市公共施設等総合管理計画 において定めた本市の公共施設の施設量や施設配置の適正化を推進するた めの実行計画として策定するもので、計画の対象施設といたしましては、資 料の対象施設にございますとおり、総合管理計画での分類による188の公 共施設としております。資料4ページをお願いいたします。計画期間は、上 部に記載のとおり、令和5年度から令和24年度までの20年間としており ます。計画の主な内容は、大きく分けると、本計画における基本方針、今年 度検討対象施設の配置方針、今後のスケジュールの三つとなっております。 まず、「本計画における基本方針」につきましては、資料の「4基本方針」の とおり、三つの最適化と財源の確保の両立による好循環の創出を目標に掲げ まして、施設量の最適化、サービスの最適化、性能の最適化の三つの最適化 を推進するとともに、そのための財源の確保に努め、それぞれの両立による 好循環を創出することで、ページ下部にございます公共施設等総合管理計画 において定めた三つの目標の実現を図ってまいりたいと考えております。資 料5ページをお願いいたします。本ページの内容につきましては、9月議会 の事前委員会でも御説明させていただきましたが、今年度の検討対象施設と して、資料の「5早急に検討が必要な10施設の選定」に記載の施設を選定 の上、「6配置方針の検討」にございます1から4の事項の検討により配置方 針の素案を作成し、その素案に対する市民アンケートを実施いたしました。 アンケートの結果につきましては、資料下部の矢印付きの箱に記載がござい ますが、お答えいただいた方々のうち、約7割の方が「素案の考え方の方向 性で進めてよい」との回答でございました。このアンケート結果も踏まえて、 今年度検討対象施設の配置方針といたしまして、資料では6ページの「7検 討対象施設の配置方針」になりますが、今年度の検討対象10施設の配置方 針は素案のとおりとし、実施時期の目安と内容について付記いたしました。 さいごに、今後のスケジュールでございますが、今回の10施設を除いた残 り178の施設につきましては、令和5年度から7年度までの3年間で施設 の配置方針を決定の上、総合管理計画及び本計画の改訂を行いたいと考えて おります。簡単ではございますが、以上が土浦市公共施設等再編・再配置計 画(案)の概要でございます。本計画(案)につきまして、冒頭で御説明さ せていただきましたとおり、パブリック・コメントを実施いたしたいと存じ ます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○平石委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。
- ○勝田委員 アンケートによると7割がた賛成とのことですが、6ページの 配置方針の文面も掲載されていましたか。
- 〇元川行革デジタル推進課長 アンケートにつきましては、こちらの配置方針も含めており、実施時期は9月21日から10月18日まで実施いたしました。
- ○勝田委員 手野町にある上大津支所と湖畔荘ですが、適正配置を検討するということは、統合や場所が変わる可能性があるということですよね。一方で、気になるのは、コンビニエンスストアや金融機関が近くにないのです。木田余のJAや木田余東台のローソン、おおつ野のセブンイレブンまで、距離があります。そして、気になるのは上大津統合小学校が手野地内にできるというのが、委員会としては、場所を変えましょうという結論です。五中の隣にできる場合には、公民館の再編も入っていたものですから、上大津支所を移転したとしても、ゆくゆくは公民館などで代替機能の可能性も含んでいたと思っていたのですが、計画上、難しいと思っています。仮にですが、湖畔荘、上大津支所がなくなったとして、学校もなくなるということになると懸念をしております。上大津の人は、コンビニや金融機関が近くにないということになりますので、代替機能を確保するとは、具体的にどういうことでしょうか。
- 〇元川行革デジタル推進課長 おっしゃるとおりの状況で、今回、早急に方向性を決める対象の10施設に、五中施設が入っているわけで、ここに40年以上の築年数がある上大津公民館も含まれる予定でございましたが、学校との複合化で進んでいた経緯もございますので、こちらの10施設の中には上大津公民館は入っていない状況でございます。上大津支所については、利用率が低い状況もあり、湖畔荘については、ほかの老人福祉センターも含め、どうしていくのか見えていないところがありますので、それぞれ担当部署と協議しながら、よりよい方策を考えております。なるべく、現に利用されて

いる方に御不便が出ないようにという思いもあり、代替機能についても検討していくとの表記をしています。コンビニエンスストアや金融機関が近くにない状況で、上大津支所に来る方には車の方が多いなどの状況もあり、ほかの施設との兼ね合いも考えながら検討してまいりたいと考えております。

- ○勝田委員 つまり、コンビニが撤退するような場所ですから、効率の面から見たら、サービス効率は悪いのですが、行政サービスですから取り残される方がないような配慮を感じられるようにお願いします。
- ○元川行革デジタル推進課長 御意見ありがとうござます。策定委員会のほうでも、具体的な代替機能の記載をしてはというような意見もいただきました。ほかの施設との兼ね合いが大きな部分でございますので、申し訳ないのですが、ぼかしたような表現となっております。ありがとうございます。
- ○内田委員 廃止、移転になることはあり得ることだが、湖畔荘の立地は市の財産としてかけがえのないものだと思います。何か立地を重視した高度な利用をしてほしい。もう一つ、土浦一中の裏の旧図書館、勤労青少年センターなどの一体的なものを廃止するのは賛成ですが、あそこも市の所有地としては大きな土地だよね。意見として、分割するのではなくて、100年先を想定するような、一体的な利用を期待しています。
- ○元川行革デジタル推進課長 貴重な御意見ありがとうございます。湖畔荘をどうするかは、ほかの施設も絡めて、市内の配置状況にも影響してくると思いますので、進めてまいりたいと考えております。もしも廃止となった場合には、頂戴した意見などを検討してまいります。そして旧図書館の部分、今回二つの機能の移転で、どちらもなくなるような形で書いてございます。今後、検討していく中で、既存の施設の複合化の話もあり得ますので、その都度、御意見を頂戴できたらと考えております。
- ○平石委員長 その他、執行部からありますか。
- ○船沢都市政策部長 執行部からは、以上でございます。
- ○平石委員長 委員の方からは、ございますか。
- ○寺内委員 下水道課長、今、東崎のほうで工事しているよね。流れている 水を止めないEX工法で間違いないのかな。
- ○**滝田下水道課長** はい、間違いなく水は流れたままできる工事となっております。
- ○**寺内委員** 旧市内だと、ものすごい金額になると思うんだけれども、水を 止めないでできることが大事なことだ。課長自ら先進地に視察に行ったよう

だけれども、先進地のいいところを取り入れて、使っている人に不自由のないように工事を進めるよう念頭に入れてやってください。よろしくお願いします。

○内田委員 先だって、バイクアンドキャンプというタイトルのイベントが水郷公園で土日にあって、私は偶然だけれども、普段とは違って沢山のサイクリストが荷物を背負っていて、これは何事だろうと見たら、そのイベントでした。私は2時間くらい見ていたのですが、お昼に近くなってくると、すごいテントがあった。要するに、適地だからこういうイベントがあったんだ。あれだけの需要があって、イベントがあった。私も認識していなくて、つい最近に気が付いた。これは、市の職員も、我々議員も、恥ずかしいことだと思うんだ。ソロキャンプがメインですが、あの駅前の広場から持って行ったつくば石のあるところから、駐車場の裏の芝生のところも、テントがずらっと並んでいました。あの状況を見て、私は自信がつきました。これだけの需要、期待を裏切らないだけのロケーションが土浦にあるんだということを、再認識しました。是非、課長、部長、副市長ね、これからの市政でふんどしを締め直して取り組んでもらいたいと思うんだ。

○船沢都市政策部長 イベントが、キャンプですとか、テントもでておりまして、毎年あるようで、だんだん定着しているようです。首都圏からの呼び込みがあるようです。ポテンシャルを生かして、進めてまいりたいと思います。

○内田委員 部長、私が言いたいのはね、これは3年前からのイベントでしょう。私は、偏差値と感性というんだけれども、これは感性の話なんだよ。日常暮らしている我々と、外から来る人の感覚が違うという話ね。キャンプなんて話は、前の市長は考えていなかったよ。部課長さんも、全然、想定していなかった。でも、あれだけの人が来る事実を感性として受け止めなくちゃ。受け止めた後、偏差値が必要なんだよ。偏差値の高い部長、感性なんだよ。私からこういう話を受けているってことは、感性が薄いということなんだよ。それが土浦に足らないところだと思うんだ、元々、りんりんロードはあったけれども、私も、未来的に捉えることができなかったんだよな。しかし、ナショナルサイクリングロードとなって、それがキャンプに結び付くってことを、誰も考えていなかったんだよな。ましてや、それが水郷国定公園を想定したときに、これを真剣に受け止めないと、大変、孫、子の代に恥ずかしい行政をやってしまうんじゃないかという危機感があるんだけれども、

特に公園をやってこられた副市長は、どう思われますか。

- ○片山副市長 私も、午後にそのイベントを見まして、全く同じ感想でございます。水郷公園については、できれば民間事業者を入れるべきと考えております。イベントはイベントとして、日常はファミリーもいらっしゃいますし、例えば常設してキャンプ場ができるかなどの提案が出るような基礎的な調査、ステップを積んで公募につながるよう考えております。
- ○内田委員 役所は感性の薄い人ばかりだから、民間の感性を利用する。今、調査と言ったけれど、コンサルトにそういう提案を大いにしていただいたらいいと思いました。
- ○小坂委員 皆さん、御存知だと思うのですが、JR東日本のキャンペーンで、来年は茨城県です。そのことに合わせて、土浦市はどのように考えていますか。
- ○沼尻商工観光課長 デスティネーションキャンペーンについて、今年プレをやります。うちの素材として、ラクスマリーナから出てホワイトアイリス号でサイクルーズです。駅前のBEB5に泊まっていただいて、そこから歩崎のほうに行って、自転車で帰ってきてもらうというのを仕掛けておりますので、できるだけ、うちのほうとしても賑やかしをやっていきたいと考えております。
- ○小坂委員 来年、大々的にキャンペーンをするので、チャンスだと思います。よろしくお願いします。
- ○寺内委員 内田委員の関連で、船沢部長。土浦もキャンプをやることを考えて、あそこに大きな洗い場を 2,800万で造ったんだから、「前向きに取り組んでいます」くらい言わなくちゃ。委員会で、キャンプをしてと議論したんだから、そういうことを言わないと。人が集まれるような炊事場を作ったんですと言ってくれないと、何のために 1 年前に議論して予算を通したのか分からなくなっちゃうでしょうよ。
- ○船沢都市政策部長 昨年、皆さんに御意見をいただき、認めていただいて 洗い場を設置させていただきましたので、今後はキャンプの検討をさせてい ただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○寺内委員 はい、よろしくお願いします。
- ○平石委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、 産業建設委員会を閉会します。